

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **876,615** 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 **19,400,151** 千円

(単位:千円)

施策区分	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	96,600	9,272		9,185	78,143
	高齢者福祉事業	794,744	382,782		23,113	388,849
	障害者福祉事業	2,760,521	1,858,427		38,064	864,030
	児童福祉事業	1,382,554	477,888		37,677	866,989
	保育所事業	280,047	7,252		131,927	140,868
	児童措置費	6,143,125	3,516,888		393,781	2,232,456
	生活保護扶助事業	1,358,960	1,031,314		15,001	312,645
	災害復興支援事業	20,693	17,850		800	2,043
小計	12,837,244	7,301,673	0	649,548	4,886,023	
社会保険	国民健康保険事業	810,818	436,209			374,609
	介護保険事業	1,711,912	13,263			1,698,649
	後期高齢者医療事業	1,847,592	261,897		56,617	1,529,078
	小計	4,370,322	711,369	0	56,617	3,602,336
保健衛生	高齢者医療事業	55	18		30	7
	保健衛生事業	4,003				4,003
	母子保健給付事業	107,538	1,587		673	105,278
	救急医療対策事業	32,661			461	32,200
	保健センター事業	67,396			6,966	60,430
	病院事業	1,552,038			712	1,551,326
	地域医療・医師確保対策事業	4,908				4,908
	疾病予防対策事業	290,224	3,776			286,448
	保健活動事業	133,762	11,430		17,727	104,605
小計	2,192,585	16,811	0	26,569	2,149,205	
合計	19,400,151	8,029,853	0	732,734	10,637,564	

一般財源のうち社会保障財源化分 **876,615**

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費で、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 上記経費は、事務費や事務職員の人件費を除いたもの。